

	うけつけにちじ 受付日時	ばしょ 場所	でんわ(ふあつくす) 電話(FAX)	ないよう 内容	いたくそうだんしえんじぎょうしよ 委託相談支援事業所
しょうがいくしそくだん 障がい福祉相談 センター(きらりあ)	けつ きんようび 月～金曜日 しゅくきゅうじつ のぞ (祝・休日を除く) し 9時から17時まで	やまさきほんしや 山崎本社 みんなのあいプラザ3階	電話(0829)20-0224 FAX(0829)20-0225	しんたい せいしんしやう かん そうだん 身体・精神障がいに関する相談 し どう ちてきしやう かん そうだん 児童・知的障がいに関する相談 はつたつしやう かん そうだん 発達障がいに関する相談	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所あおぞら そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所くさのみ ひろしままな 広島学びのサポートセンター

ちやうかくせいど へんこう た にようけん ばあい ぐわ かくたんとうまどち といあわ
注:各制度とも変更やその他の条件などがある場合もあります。詳しくは、各担当窓口へお問合せください。

種 類	内 容	対 象 要 件										知 的	18歳		そ の 他	担 当 窓 口	
													みま ん未 満	い じ ょう 上			
しょうがいふくし 障害福祉サービスなど	じりつ しやかいさんか ひつよう 自立や社会参加のために、必要 なサービス費を給付します。(居 宅介護、短期入所などの障害福 祉サービス、障害児通所給付、 地域生活支援事業)											全	○	○	げんそく わりふたん ふたんじょうげんげつがく ・原則、割負担。負担上限月額あり。 かいごほけん さいじじょう さいじじょう とくてい ・介護保険(65歳以上、40歳以上の特定疾 病)優先	しょうがいふくしか ・障害福祉課	
にちじょうせいかつようぐ きゅうふ 日常生活用具の給付	じゅうどしじょう しや じ にちじょうせいかつ 重度障がい者・児の日常生活 が、より円滑に行われるよう、日 常生活用具を給付											㉠・A	○	○	こうにゆうまえ しんせい ひつよう ・購入前に 申請が必要。 げんそく わりふたん ふたんじょうげんげつがく ・原則、1割負担。負担上限月額あり。 ようぐ しじょう ていど ようけん ・用具によって障がいの程度などの要件な どその他条件あり。 たほうせいどゆうせんろうさい、いりよう、かいごほけん ・他法制度優先(労災、医療、介護保険な ど)などその他条件あり。	しょうがいふくしか ・障害福祉課	
じゅうどしんしんしょうがいりしや 重度心身障害者 医療費助成	いつてい しょう かつ いりじょうひ 一定の障がいのある方に医療費 を助成											㉠・A・㉢	○	○	じゅきゅうしやほんにんに しょうとくせいげん ・受給者本人 の 所得制限あり いりじょうきかん にち えん じ こふたん ・1医療機関ごとに1日200円の自己負担 つういんつき にちにじゅういんつき にち つういん (通院月 4日・入院月 14日まで 一通院 つき にち にじゅういんつき にちいこう じ こふたん 月5日・入院月 15日以降は自己負担なし)	しょうがいふくしか ・障害福祉課	
こうきこうれいしやいりじょうせいど 後期高齢者医療制度の 障害認定	さいじじじょう さいみまん いつてい しょう 65歳以上75歳未満の一定の障 がいのある方が障害認定を受 けて、後期高齢者医療制度に加 入できる											㉠・A	さいじじじょう 65歳以上 さいみまん 75歳未満		・しょうとくじじょうきじょう いりじょうきかん まどぐ ・所得状況によって医療機関などでの窓口 ちふたん わりあい ひく ばあい 負担の 割合が 低くなる場合あり。	ほけんかいりじょうねんきんかかり ・保険課医療年金係	
こくみんねんきん 国民年金 (障害基礎年金)	しょうびじょう いていていど 傷病などによって、一定程度の 障がい状態になった人に対し て支給											※年金の障 害等級は、 手帳の等級 とは基準が 異なりま す。	さいじじじょう 20歳以上		れいじわ ねんど きじゅうねんがく えん ・令和8年度 1級：年額1, 059, 125円 きじゅうねんがく えん 2級：年額 847, 300円 ばあい しょうとく しきじゅうせいげん ・場合によっては所得による支給制限あり	ひろしまにしねんきんきんじむしよ ・広島西年金事務所 TEL: (082) 535-1505 ほけんかいりじょうねんきんかAかり ・保険課医療年金係	
しょうがいこうせいねんきん 障害厚生年金 (障害共済年金)	こうせいねんきん かにじゅうちじゅう しょうびじょう 厚生年金など加入中の傷病など によって、一定程度の障がいの 状態になった人に対して支給												○	○	・ねんきんがく きじゅうりじょう がく さんてい ・年金額は 給料の 額などによって算定 ・ねんきんきじゅうふ ばあい しょうがいてあてきん ・年金給付がない場合も、障害手当金など、 いちじきん きじゅうふ ばあい 一時金の給付がある場合があり。	ひろしまにしねんきんきんじむしよ ・広島西年金事務所 TEL: (082) 535-1505 かくきじょうさいくみあい ・各共済組合	
とくべつしょうがいりしやて あ 特別障害者手当	せいしん また しんたい じじゅうど しょう 精神 又は身体に重度の障がい があるため、日常生活において 常時の介護(特別障害者手当の 場合、特別の介護)を必要とする 程度、一定の障がいの状態にある者に 支給(※手帳所持を要件としな い)											めやす 目安として ㉠.Aの一部	さいじじじょう 20歳以上		しかく ちじょうかく たんどくじじょうがい ば ・視覚・聴覚については単独障害のみの場 あいたいじじょうがい 合 対象外 ・所得制限あり しせつにじゅうしじょう のぞ とくべつしょうがいりしやてあて ・施設入所 を除く(特別障害者手当の ばあい げつじじじょうにじゅういん のぞ 場合、3か月以上入院も 除く) とくべつしょうがいりしやてあて げつがく えん ・特別障害者手当 月額30, 450円 げんばくかいごてあてじきじゅうしや しきじゅうちじょうせい (原爆介護手当受給者は 支給調整) しょうがいじふくしてあて げつがく えん ・障害児福祉手当 月額16, 560円	しょうがいふくしか ・障害福祉課	
とくべつじじょうふじょうてあて 特別児童扶養手当	しんたいも せいしん じじゅうど 身体若しくは精神に重度 又は中度の障がいのある さいみまん じじょう かんご 20歳未満の児童を監護し ている保護者に支給(※ てちじょうしじょう じじょうけん 手帳所持を要件としない)											めやす 目安として ㉠.Aの一部 めやす 目安として ㉢.Bの一部	さいみまん 20歳未満		しょうとくせいげん ・所得制限あり じじゅうど げつがく えん ・重度 月額58, 450円 ちじゅうど げつがく えん ・中度 月額38, 930円 しせつにじゅうしじょう のぞ ・施設入所を 除く	しょうがいふくしか ・障害福祉課	
しんしんじじょうがいりしやふじょうきじょうさい 心身障害者扶養共済	ほごしや しじょうまた じじゅうどじじょう 保護者が死亡又は重度障がい 者になった場合に、心身障がい 者に年金が支給される共済への 加入											ぜん 全	○	○	ほごしや しじょう じじゅうどじじょう ばあい ・保護者が死亡・重度障がいになった場合、 ねんきん まんえんひきくち しきじゅう 年金 2万円/月・口を支給 かにじゅうじ ほごしや さいみまん ・加入時の保護者65歳未満 かけきんがく かにじゅうじ ねんれい 掛金額は 加入時の年齢による	しょうがいふくしか ・障害福祉課	
せいかつふくししきん かしつけ 生活福祉資金の貸付	ほか せいど しきん じゅうじゅう 他の制度からの資金の融通が 困難な世帯に対する必要に応じ た無利子・低金利での貸付											ぜん 全	○	○	れんたいほしじょうにん じじょうけん ・連帯保証人など条件あり	しゃかいふくしきじょうざかい ・社会福祉協議会 ・はつかいち生活支援センター	
しょうとくざい じじゅうみんぜい そうぞくざい 所得税・住民税・相続税 算定上の控除												ぜん 全	○	○	とくべつしょうがいりしやこうじじょう ・特別障害者控除㉠・A しょうがいりしやこうじじょう ・障害者控除㉢・B	しょうとくざいかくていしんこうそうぞくざい 【所得税(確定申告)・相続税】 はつかいちぜいむしじょう 廿日市税務署 TEL: 32-1217 しょうとくざい ねんまつちじょうせい きんむさき 【所得税(年末調整)】 勤務先 じじゅうみんぜい かぜしか 【住民税】 課税課	
じじょうしやぜい げんめん 自動車税の減免	しょう しや せいかつ あんてい ほか 障がい者の生活の安定を図るた め、所得税法などによる税の軽 減	ほんにん うん 本人が運 転する場合										㉠・A		○	かぞく うんてん ばあい かぞく くるま ほんにんに ・家族が運転する場合や家族の車を 本人 うんてん ばあい ほんにん つうがく つういん が運転する場合は、本人が 通学、通院、 つうしじょう せいぎじょう しじょう ばあい 通所、生業などのために使用する場合で どういつせいけいしや かぜ 同一生計者 に 限る。 のうぜいつちじょう きさい はつぷび ・納税通知書に 記載されている発行日から にちない しんせい ひつじょう じじょうしやぜい 60日以内に申請が必要 (自動車税) あたら じじょうしや とうろく ひ にちない ・新しい自動車を登録した日から60日以内 しんせい ひつじょう じじょうしやしじょうとくざい に申請が 必要 (自動車取得税)	せいぶけんぜいむしじょうはつかいちがふんしつ 西部県税事務所廿日市分室 TEL: (0829) 32-1181 FAX: (0829) 32-2289 せいぶけんぜいむしじょうかんのんちじょうしや 西部県税事務所観音庁舎 じじょうしやぜい 自動車税課 TEL: (082) 232-7694	
けいじじょうしやぜい げんめん 軽自動車税の減免		ほんにん うん 本人が運 転する場合										㉠・A		○	ほんにんに しょうじゅう けいじじじょうしや てちじょうしじょう ・本人が 所有する軽自動車など(手帳所持 じしや せいけいけいいつ もの しょうじゅう けいじじ 者と 生計を 一にする者が所有する軽自動 うしや ふく 車などを含む) ・その他条件や 重複障害の 場合の繰上 げなどあり。詳しくは個別に相談要。 のうきげん しんせい ひつじょう ・納付期限までに申請が必要。	かぜい か ・課税課	
みやじまほうもんざい めんじじょう 宮島訪問税の免除	みやじま ほうもん さい か み 宮島を訪問する際に課される宮 島訪問税の免除											ぜん 全	○	○	・フェリーの乗船券購入時に手帳の提示が ひつじょう 必要	かくふながいりしや ・各船会社 かぜい か ・課税課	

はつかいち し やくしよ だいひよう
廿日市市役所 代表TEL: (0829)20-0001 FAX: (0829)32-1059

しょうがいくしかしやうがいくゆかり 障害福祉課障害福祉係	しょうがいくしかじりつしえんかかり 障害福祉課自立支援係	しょうがいくしかきやうふんかりかり 障害福祉課給付管理係	ほけん か こくほかかり 保険課国保係	ほけんかいりようねんきんかかり 保険課医療年金係	こそだておうえんしつほけんかかり 子育て応援室保健係	かぜいか 課税課
30-9152	30-9128	30-9186	30-9159	30-9160	30-9188	30-9113・30-9114
じゅんかんがたしやかいすいしんか 循環型社会推進課	じゅうたくせいさくかじゅうたくかりかり 住宅政策課住宅管理係	さえきしよしみんせいかつ・ふくしがかり 佐伯支所市民生活・福祉係	よしわしよしみんせいかつ・ふくしがかり 吉和支所市民生活・福祉係	おおのしよしみんまどぐちかり 大野支所市民窓口係	おおのしよしけんこうふくしかかり 大野支所健康福祉係	みやじましよしみんふくしかかり 宮島支所市民福祉係
30-9133	30-9177	72-1124	77-2113	30-1004	30-1006	44-2001

りょういくてちょうしょじしやよう
療育手帳所持者用

廿日市市 健康福祉部 障害福祉課
TEL: (0829) 30-9152 FAX: (0829) 20-1611

ちゅうかくせいでんへんこうたじょうけんばあいこわかくたんとうまどぐちどいあわ
注:各制度とも変更やその他の条件などがある場合もあります。詳しくは、各担当窓口へお問合せください。

種 類		内 容	たいしょうようけん 対 象 要 件													そ の 他			担 当 窓 口
														知的 てき ま	未 まん 18歳 以 じょう 上				
ふくし 福祉タクシー助成		タクシーを利用する場合、年間36枚の範囲内で基本料 金(500円限度)を助成													(A)・ A・ (B)	○	○	じょうしやあ ふくすうまいしようか ・1乗車当たり、複数枚使用可	しょうがいふくしか ・障害福祉課
りようきんわりびき タクシー料金割引		タクシーを利用する場合、メーター表示額の10％割引													ぜん 全	○	○	りようきんしほらいじ てちよう ていじ ・料金支払時に手帳を提示	かく かいしや ・各タクシー会社
はつかいち 廿日市さくらバス運賃割引		はつかいち りよう ばあい おとな えん しように 廿日市さくらバスを利用する場合、大人80円、小児40 円(場合によっては介護者の割引あり)													ぜん 全	○	○	うんちんしほらいじ てちよう ていじ ・運賃支払時に手帳を提示	こうつうせいきく ・交通政策課
うんちんわりびき おおのハートバス運賃割引		おおのハートバスを利用する場合、大人80円、小児40 円(場合によっては介護者の割引あり)													ぜん 全	○	○	うんちんしほらいじ てちよう ていじ ・運賃支払時に手帳を提示 のりつぎけん えん ・乗継券(50円)には割引はありません。	こうつうせいきく ・交通政策課
さいき 佐伯さくらバス運賃割引		さいき りよう ばあい おとな えん しように 佐伯さくらバスを利用する場合、大人80円、小児40円 (場合によっては介護者の割引あり)													ぜん 全	○	○	うんちんしほらいじ てちよう ていじ ・運賃支払時に手帳を提示	こうつうせいきく ・交通政策課
さいき 佐伯デマンドバス運賃割引		さいき りよう ばあい おとな えん しように 佐伯デマンドバスを利用する場合、大人100円、小児50 円(場合によっては介護者の割引あり)													ぜん 全	○	○	うんちんしほらいじ てちよう ていじ ・運賃支払時に手帳を提示	こうつうせいきく ・交通政策課
よしわ 吉和さくらバス運賃割引		よしわ りよう ばあい おとな しように えん 吉和さくらバスを利用する場合、大人80円、小児40円 (場合によっては介護者の割引あり)													ぜん 全	○	○	うんちんしほらいじ てちよう ていじ ・運賃支払時に手帳を提示	こうつうせいきく ・交通政策課
よしわ 吉和ほっとバス(巡回バス・デマンドカー) 運賃割引		いずれを利用する場合も、大人80円、小児40円(場合に よっては介護者の割引あり)													ぜん 全	○	○	うんちんしほらいじ てちよう ていじ ・運賃支払時に手帳を提示	ほうじん よしわ ・NPO法人ほっと吉和
みやじまこうちうんちんじよせい 宮島航路運賃助成		みやじまこうち りよう ばあい ねんかん まい げんど きようつうじよ 宮島航路を利用する場合、年間24枚を限度に共通乗船 うせんけん こうふ 券 を 交付													(A)・ A・ (B)	○	○	みやじまはいきざいじゅうしや かぎ ・宮島地域在住者に 限る しみんぜいひかせいせいたい かぎ ・市民税非課税世帯に限る	みやじましよ ・宮島支所 しみんふくしかかり 市民福祉係
りよかくてうんちん 旅客運賃の割引	JR	かたみち こ ばあい ふつじょうしやけん わりびき 片道100kmを超える場合、普通乗車券が50％割引 たいしゅ ひと かいしゅ どうはん ばあい きよりせいげん (第1種の人が介護者と同伴の場合は距離制限なし)													ぜん 全	○	○	いてちようしよしやかた かいこしやどうはんば 1種の手帳所持者の方は介護者同伴の場 あい かいこしや ふつじょうしやけん かいすうげんふつ 合、介護者の普通乗車券、回数券・普通 うきゆうこうけん・ていきけん わりびき 急行券・定期券も 割引あり	かくしや ・JR各社
	ふね 船	うんちん わりびき 運賃が50％割引 ていきけん わりびき 定期券は30％割引													ぜん 全	○	○	ちゅうぐりよかくせんきようかいにゆうじょうしや かぎ ・中国旅客船協会加入業者 に 限る	かくふながいしや ・各船会社
	でんしや バス・電車 ・アストラムライン	うんちん わりびきたいしゅ ひと ばあい か 運賃が50％割引(第1種の人、場合によっては介 いんしゅ わりびき 護者の割引あり)													ぜん 全	○	○	こうしゃじてちよう ていじ ・降車時に手帳を提示 ひろでんでんしよ ばあい たいしゅ ひと かいこ ・広電電車の場合は、第1種の人介護 しや り むちん 者2人まで無賃	かくじぎょうしや ・各事業者
	こくないこうちうんちんわりびき 国内航空運賃割引	かくしや てきよう わりびきりつ 各社が適用する割引率													ぜん 全	○	○	ろせん じき ・路線や時期などにより異なる たじょうけん ・その他条件あり	かくこうちうがいしや ・各航空会社
ゆうりょうどうちうこうりきんわりびき 有料道路通行料金割引		しやう しやみずかうんでん たいしゅ ひと かいこしや うんでん か くるま 障がい者自ら 運転する(第1種)の人は介護者の運転も可)車 じどうしや にりんしや ばあい とうちこう ちゅうりようどうろ で、自動車・二輪車(ETCの場合、登録要)について有料道路 つうこうりきん わりびき しゅ かいこ ひと どうじよう か の 通行料金が50％割引(「1種か介護」の人は同乗でも可)													(A)・ A	○	○	とうろく くるま しやう ・登録できる車は、障がいのある人1人に つき1台 わりびきたいしやうしやうりよう しやうしゅしや せいげん ・割引対象の 車両・所有者などに制限あ り	しょうがいふくしか ・障害福祉課
ちゅうしやきんしじよがいしやひょうしやうこうふ 駐車禁止除外車種章交付		しやう しやみずか うんでん くるま また どうじやう くるま 障がい者自ら 運転する車 又は同乗する車につい ちゅうしやきんしおよび じかんせいげんちゅうしやくかんきせいたいしやう て、駐車禁止及び 時間制限駐車区間規制の対象から じやがい 除外													(A)・ A	○	○	たじょうけん ・その他条件あり	はつかいちけいきつしよ 廿日市警察署 TEL: (0829) 31-0110 FAX: (0829) 32-4529
おも 思いやり駐車場利用証交付		しやう かた なんびょうかた こうれいしやにんきんが ほこう くる 障がいのある方、難病の方、高齢者、妊産婦などで、歩行や車 じようこう こんなんかた こうきようせつしやうしやうしやう せつ もう の 乗降が 困難な方に、公共施設や商業施 設などに設けられた おも ちゅうしやじやう りようしやう こうふ 「思いやり駐車場」の 利用証の 交付													(A)・ A	○	○	さひやう がいしや ばあい しんだんしよ ・左表に該当しない場合でも、診断書など りようしやうしやう こうふ により利用者証が交付される場合もありま す。	けんこうふくしそむか ・健康福祉総務課
こうえいじゆうたく ちゅうせんにゆうきよ 公営住宅の優先入居		こうえいじゆうたく にゆうきよ きほう さい とうせんりつ 公営住宅などに入居を希望される際、当選率が2 ばい 倍になるように抽選													(A)・ A・ (B)	○	○	しえい ばあい しなひ じゅうまた きんむきき ・市営の場合、市内に住所又は勤務先が こうしやじゆうたく、とくていこうきようちんだいじゆうたくくお あり(甲種住宅、特定公共賃貸住宅及び よしわていじゆうそくしんじゆうたく のぞ しちようそん ぜ 吉和定住促進住宅を 除く)市町村の税 いおよびしやうりよう たいのう 及び 使用料を滞納していないこと たじょうけん ・その他条件あり	けんえい ひろしまけん ・県営→広島県ビルメンテナンス きようどうくみあい 協同組合 TEL: (0829) 34-0140
ふくしじゆうたく 福祉住宅		こうれいしや さいいじよう しやう ひと にゆうきたいしやう 高齢者(60歳以上)や障がいのある人を入居対象に した住宅													(A)・ A・ (B)	○	○	しなひ じゅうしやう しちようそん ぜいおよび し ・市内に住所を有し、市町村の税及び 使 用料を滞納していないこと たじょうけん ・その他条件あり	しえい かふ だいいち は ・市営→(株) 第一ビルサービス《廿 つかいちえいぎしやうしよ 日市営業所》 TEL: (0829) 34-1140
ふれあい収集		だ こんなん せたい たい じたく げんかんきき ごみ出しが困難な世帯に対し、自宅の玄関先での ごみ収集 しゅうしゅう 希望に応じて安否確認 きほう おう あんぴかきん 希望に応じて安否確認													(A)・ A	○	○	せたいいん うけん がいとう かつ とうせい ・世帯員が要件に該当する方のみで構成 せたい たいしやう されている世帯が対象 しんぞく ちいき きやうりよく え ・親族や地域の協力を 得ることができない ばあい 場合 ただ ぶんべつ ばあい と の こ ・正しく分別されていない場合、取り残しと なります。	じゆんかんがたしやかいずいしんか ・循環型社会推進課
ぜんがくめんじよ 全額免除		ぜんがくめんじよ 全額免除													ぜん 全	○	○	てちようしよじしや せたい せたいこうせいいん ・手帳所持者がいる世帯で世帯構成員全 ぜんいんちんぜいひかせい ばあい 員が市民税非課税の場合	しょうがいふくしか ・障害福祉課
ほうそうじほしんりようげんめん NHK放送受信料減免		ほんがくめんじよ 半額免除													(A)・ A	○	○	てちようしよじしや せたいぬし けいひかくしや ばあい ・手帳所持者が世帯主かつ契約者の場合 に限る	しょうがいふくしか ・障害福祉課
あんない むりようばんごうあんない NTTふれあい案内 (無料番号案内)		ばんごうあんないりよう むりよう 番号案内料を 無料とするサービス													ぜん 全	○	○	そうだん ・0120-104174に相談	かくしや ・NTT各社
けいたいでんわきんしりようりよう わりびき 携帯電話基本使用料など割引		きほんしりようりよう/かくしゅてすうりよう わりびき 基本使用料・各種手数料などの割引													ぜん 全	○	○	わりびきりつ じぎょうしや こと ・割引率は事業者により異なる	けいたいでんわかくしや ・携帯電話各社
かくしゅせつ ちゅうりようりようわりびき 各種施設利用料割引		りようりようにちゅうりようりよう わりびき 利用料・入場料などの割引													ぜん 全	○	○	みやじましよ・宮島水族館・ 安佐動物公 えん ひろしまへいわきねんしりようかん こうりゅう 園・広島平和記念資料館・スポーツ交流セ ンターおりづる・映画館など	かくしゅせつ ・各施設
はつかいち市民図書館資料の郵送貸出		らいかん しりよう かしだし う こんなん ひと たい ゆ 来館して資料の貸出を受けるのが困難な人に対する郵 うそかしだし 送貸出													ぜん 全	○	○	そうりよう じこふたん ・送料は自己負担 ちてきしやう そうりようむりよう ・知的障がい(A)・Aは送料無料	はつかいちしみん・おおの としよかん ・市民・大野・さいき図書館
あんぜん あんしん はつかいちし安全・安心メール 配信サービス		けいたいでんわ さいがいじようほう はいしん 携帯電話やパソコンに災害情報などをメール配信する サービス													ぜん 全	○	○	けいたいでんわまた でんしん 携帯電話又はパソコンの電子メールアドレ じぜんとうろく ひつよう スの事前登録が必要。	き き かんり か ・危機管理課
ひなんしよど ひろしま避難誘導アプリ 「避難所へGo!」		ひつよう ぼうさいじようほう しゅとく 確 く にん スマートフォンで必要な防災情報をリアルタイムで取得・確 認することができるサービス													ぜん 全	○	○	スマートフォンでアプリのダウンロード及び ちてんとろく ひつよう 地点登録が必要。	き き かんり か ・危機管理課
ひなんこうどうようしえんしやひなんしえんせいど 避難行動要支援者避難支援制度		こうれい しやう さいがいじ じりきひなん むすか ひと じよ 高齢や障がいなどで災害時に自力避難が難しい人の情 うほう ちいき じち そしき じしゅうほうさいしきて いききやう さいが 報を、地域の自治組織や自主防災組織へ提供し、災害 いじようほうのでんたつ ひなん よか ひなんしえんかつどう 情報の伝達や 避難の呼び掛けなどの避難支援活動に やくに 役立てる制度													(A)・ A	○	○	どういしよ ていしゅつ ひなんこうどうようしえんしやめ ・同意書を提出し、避難行動要支援者名 いぼ とうろく ひつよう 簿への登録が必要 さひやう たいしやうようけんあ ひと とう ・左表の対象要件に当てはまらない人も登 録可	けんこうふくしそむか ・健康福祉総務課
しゅうろう そうだん しえん きかん 就労のための相談・支援機関		しやう ひと しよくぎょうのうりよくれん しやうしよくあつせん 障がいのある人への職業能力訓練、 就職の斡旋、 しゅうしよくし えん きかん 就職後のフォローなどを支援する機関													ぜん 全	○	○	ひろしまにししやう しやしゅうぎやう・せいかつしえん ・広島西障がい者就業・生活支援センター (もみじ) でんわ 電話: (0829) 34-4717 FAX: (0829) 34-4718	・ハローワーク ひろしまにししやう しやしゅうぎやう・せいかつしえん ・広島西障がい者就業・生活支援センター (もみじ)
しん ちゅうせいど ちよちよきん ひか ぜいせいど 新マル優制度(預貯金などの非課税制度)		ちゅうびんきよきんちゅうきかん ひかぜい ちよちよきん りよう 郵便局や金融機関などでの非課税の預貯金などの利用													ぜん 全	○	○	りようじようげんがく ・利用上限額あり	かくきんちゅうきかん ・各金融機関
じどうしや じこひがいしや 自動車事故被害者 救済制度(NASVA(ナスパ))		じどうしや じこひがいしや じやうどこうしやうがいしや たい しえん 自動車事故被害者(重度後遺障害者)に対する支援	自動車事故被害者及びその家族													しやうさい ・詳細はHPなどで確認	こうつうじ こ ひがい ・NASVA(ナスパ)交通事故被害 者ホットライン 0570-000738		

ききかんりか 危機管理課危機管理係 30-9102	けんこうふくしそむか 健康福祉総務課 30-9150 せいかつせん はつかいち生活支援センター 20-4080	こうつうせいきか 交通政策課 30-9178 さいきむしよ 佐伯事務所 72-0868	しみんとしよかん はつかいち市民図書館 20-0333 よしわむしよ 吉和事務所 77-2883	しみんおのおのとしよかん はつかいち大野図書館 54-1120 おのおのむしよ 大野事務所 55-3294	しみんとしよかん はつかいち市民さいき図書館 72-1011 みやじましよ 宮島事務所 44-2785	ひろませいぶ かてい 広島西部こも家庭センター ちてきしやうがいしやかいずいしやうだんじよ (知的障害者更生相談所) TEL: (082) 254-0381 FAX: (082) 256-5520	はつかいちしやかいふくしききょうぎかい 廿日市社会福祉協議会 TEL: 20-0294 FAX: 20-1616
---------------------------------	--	--	---	--	--	--	---